

2015年12月21日

大阪市長 吉村 洋文 様

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 山 崎 弦 一
大 阪 市 地 域 協 議 会
議 長 山 崎 泰 央

2016（平成28）年度「大阪市への政策予算」要請について

貴職の日頃よりの市民生活の向上にむけた行政運営・諸施策の推進に敬意を表します。

私たちを取り巻く環境は、全体として改善傾向にはありますが、円安による輸入原材料の高騰で食料品や光熱費が値上げされるなど、物価上昇に賃金が追い付かず、実質賃金は25カ月連続して低下し、働く者の生活は一層厳しくなっています。

非正規労働者は、1979万人（昨年より9万人増加）で雇用者全体の37.7%と高止まりしています。年収200万以下のワーキングプア労働者数や生活保護受給者世帯・数は、過去最多となり、世帯別では高齢者世帯が全体の49%を占めるなど、格差・貧困問題も深刻化しています。また、少子・高齢化が急速に進み、持続可能な社会保障制度の再構築、東日本大震災からの復興・再生、地方創生など早急な対応が求められています。

一方、今年は戦後70年の節目の年をむかえ、改めて「平和の大切さ」や「命の尊さ」を社会全体で考え、後世に伝えていく取り組みをより一層行うことが必要だと考えます。

大阪の雇用情勢（2015年4-6月）は、就業者も5千人増加し、完全失業率4.2%（前年同期：4.8%）、2015年7月の有効求人倍率1.20倍（前年同期：1.19倍）と労働市場は着実に回復傾向にあります。しかしながら、非正規労働者比率は40.7%と全国平均よりも高く、雇用形態の二極化の改善が急務であります。

また、関西経済が持続的な成長を遂げていくためには、人材不足の解消や所得水準の引上げなどは不可欠であり、これらを達成するには官民連携したイノベーションを通じて新規事業を開拓し、付加価値生産性を高めていくことが重要だと考えます。

私たち連合は、働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと、多様な働き方を通じて社会に参画し、相互に支え合い、自己実現をめざす「働くことを軸とする安心社会」の実現に取り組んでいます。連合大阪も大阪府域で働く者を代表する組織として、生活者の観点で議論を重ね、「2016（平成28）年度 政策・予算に対する要請」をまとめました。要請の基本は「産業政策と一体となった雇用・労働政策の充実」、「セーフティネットが構築された社会保障の強化」、そして、「安心・安全な街づくりと災害対策の強化」を大きな柱として、以下の項目について政策要望を申し上げ、今後の市政運営に是非とも反映して頂きたいと要請致します。

以 上

1. 雇用・労働・WLB施策

(1)雇用・就労対策の充実・強化について (★)

将来の労働力人口不足や女性の活躍促進など、雇用環境をめぐる課題は多くあることから、緊急的な対策時以外でも「大阪雇用対策会議」を開催すること。働き方改革の指針ともなる「あるべき大阪の労働モデル」などについて、実務者レベルから協議をスタートさせるなど、行労使関係団体が一体となって取り組むこと。

(2)地域での就労支援事業強化について

就職困難層に対する地域就労支援事業について、市町村の事業実績をもとに、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業の強化をはかること。さらに、各市町村での事業への取り組み状況や実績（利用件数、就職者数など）を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築すること。また、各市町村と国、大阪府、経済団体、労働団体などが連携する「地域労働ネットワーク」の機能を強化させ、各地域の実情にあわせた雇用・就労対策をきめ細やかに行うこと。

(3)基金事業の総括と独自事業の展開について

これまで実施した基金事業の総括をきめ細やかに行い、大阪の雇用環境は改善傾向にあるとはいえ、全国と比して依然厳しい状況にあることから、何らかの形で基金事業が継続されるよう国に要望すること。また、「まち・ひと・しごと創生推進会議」とも連携し、独自事業の展開とともに、積極的な予算措置を行うこと。

(4)工業高校などの整備について

ものづくりの技術を学ぶ高等学校（大阪市立各工業高校、堺市立堺高校）に対して、設備の更新・充実や最新機器の導入など、最優先に行い、工業技術者として社会に貢献できる人材育成を行うこと。

(5)生活困窮者自立支援の充実・強化について (★)

生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたことに伴い、「生活困窮者自立支援制度」の相談事業について、各区での件数等相談状況や相談事例に応じた対応内容等の検証結果を明らかにすること。また、法の趣旨に基づき、生活困窮者個々人の事情や状況にあわせて、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援を、有効に機能させること。とくに就労支援や生活支援（福祉・家庭環境など）に関係する部署が連携し、各支援員を適正に配置するなど生活困窮者自立支援事業の体制を強化すること。

さらに、中間的就労事業者の参入促進や新規開拓を図るとともに、事業所支援（補助金・優先発注など）を強化すること。

(6)メンタルヘルスやハラスメントの相談機能強化と法違反企業対策について

最近の労働相談では、「職場のいじめ・嫌がらせ」に関するハラスメント相談が近年急増している。また、職場におけるメンタルヘルスの問題も増加していることから、予防対策や早期発見による適切な指導などが行えるよう、専門的知識を有したカウンセラーなどと協力して相談機能を強化するとともに、労働基準監督署と連携し、マニュアル・ガイドライン等による啓発活動を強化すること。

さらに、長時間労働の強要や強制的残業代のカットなどの法違反を行う悪質な企業が社会問題となっていることから、相談を通じてそのような疑いがあれば、労働基準監督署とも連携し、適切な施策を講じること。

(7)仕事と生活の調和推進にむけて

①女性の就業支援について (★)

女性の雇用状況で、とくに大阪は、出産・子育て期に低下するM字カーブの谷が全国平均より深い、一方で女性全体の就業希望者は全国平均より高くなっている。そこで、次年度から実施予定の「女性の活躍推進法」を見据えるとともに、大阪府で取り組んでいる「男女いきいき・元気宣言」登録事業者を増やす取り組みを強化し、大阪労働局と連携して次世代認定マーク「くるみん」「プラチナくるみん(特例認定制度)」の周知・啓発に努め、子育てサポート企業認定の取得促進をはかること。

<新規>

②父子手帳の発行について

男性の育児休暇取得率向上など積極的な育児参加を促すとともに、育児休業給付金など各種制度を周知する目的から、「父子手帳」を発行して配布し、男性が仕事も家庭も大切に
する意識の醸成および向上を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス社会実現の一助とすること。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1)外国人家事支援人材の受け入れについて (★)

特区制度を活用した外国人家事支援人材の受け入れについて、国家戦略特区法改正法案が可決された。しかし「家事支援活動」の具体的内容などの根本事項の多くが、政令委任事項のため、措置の詳細が不明であり、受入れ可能な年限(外国人の在留可能期間)、受け入れた外国人の権利保護・救済のための行政の関与のあり方、さらには単純労働分野での外国人労働者受け入れ解禁の道が開きかねないなど、問題点が多々あるものとなっている。本件の実施に関しては、外国人労働者保護の後退を招くことのないよう行政のみならず、関係団体とも十分に協議すること。

(2)総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★)

市町村において、**総合評価入札制度**の導入が進んでいない状況にある。早期に拡充できるように、取り組みを強化すること。また公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした**公契約条例**ならびに公共サービス基本条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会などの設置について検討すること。

(3) 技術・技能人材の育成・継承

中小企業の経営基盤を強化し、中小企業が保有する技術・技能を活用することがものづくり産業の維持・強化と雇用の確保につながることから、地域・地場企業と連携し、現場力を担う技術・技能人材の育成・継承を支援するための施策を実施・強化すること。その際には、**MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）**を積極的に活用すること。

(4) 中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業向け融資制度の実績状況を勘案し、制度の見直しを含め、有効かつ実効性を高める制度対策を講じること。また制度を変更する場合は、当該の中小企業に対し、変更内容を速やかに周知すること。

(5) 下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる**下請けかけこみ寺**の相談件数が依然高い状況にある。**下請二法**や**下請ガイドライン**等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り適切な行政指導を行うこと。とくに昨年は消費増税があり、価格転嫁をさせない取引先企業も散見される。2017年4月にも消費増税が予定されていることから、公正取引の確保に向けて関係行政機関と連携強化を図り、より一層厳しく行政指導を行うこと。

(6) 非常時における事業継続計画（BCP）について

業務継続計画（BCP）未策定の市町村は、早急に策定へ向けた取り組みを行うこと。また標記計画の中小企業への普及率がまだまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。

<策定済の府内7市2町>

堺市、豊中市、箕面市、四條畷市、茨木市、藤井寺市、東大阪市、豊能町、田尻町

<今年度策定予定の7市>

大阪市、河内長野市、吹田市、枚方市、寝屋川市、和泉市、大阪狭山市

(7) 観光産業の強化と外国人観光客へのマナー周知について

来阪外国人旅行者数が2014年には376万人となり、**大阪観光局**が掲げた事業目標に対して成果が上がっている。外国人観光客を受け入れるための環境をより充実させるべく、案内所の増設および案内員の増員、外国人向け府域Wi-Fiの環境整備、QRコードを活用した多言語音声ガイドや多言語標記（案内）の普及促進、また、最近問題となっている外国人観光客用の大型バス駐車場の増設、外国人観光客が急病になった際の救急対策など、府や他の市町村と連携して、国際都市大阪に向けた施策を拡充すること。

また外国人観光客に対して、日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を強化すること。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域医療の拡充について

①不妊症・不育症の助成金制度について

不妊治療は医療保険が適用されず、高額の医療費がかかることから、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」助成制度の拡充について、引き続き国や大阪府に対して強く要望すること。また、助成制度の利用状況を把握し、ホームページやチラシだけでなく、メディアを利用し、助成制度について広くアピールすること。加えて、流産や死産を繰り返す不育症治療について、医療保険適用外助成事業を行っている自治体もあることから、独自支援策を検討すること。

<新規>

②予防医療の促進について

健康日本 21（第 2 次）において、「健康寿命の延伸」が中心課題となっており、健康増進・疾病予防が担う役割は極めて大きい。大阪府においても「健康寿命延伸プロジェクト事業」が今年度予算化されているが、日常生活に制限のない期間の平均が、男性 44 位、女性 45 位と全国平均よりも短い状況にある。健康寿命の延伸が図られるような予防医療について広く周知し、住民が積極的に関わられるよう取り組みを強化すること。

(2) 医療・介護サービスの連携と強化について

①地域包括ケアシステムの実現にむけて（★）

2025 年を念頭に置いた「地域包括ケアシステム」の構築に向け、地域医療構想を策定することが義務付けられている。その地域にふさわしいバランスのとれた医療機関の機能分化と連携を推進するための具体策を盛り込むこと。また、推進するための予算を確保すること。

②介護サービス事業者等に対する指導・監査について

介護労働者の賃金改善効果を継続する観点から創設された「介護職員処遇改善加算」は、給与等の上積みに対する手当である。介護サービス事業者等の不正な取り扱いがないよう、安定的な処遇改善、基本給による賃金改善が確実に算定されているか、厳正な指導・監査を強化すること。また、更なる処遇改善加算が増額されるよう、国に働きかけること。

③認知症行方不明者対策の強化にむけて

認知症の行方不明者が年々増加し、都道府県別では大阪が最も多くなっている。早急に府内全市町村に亘るネットワークが構築されるよう大阪府に働きかけること。また、警察署に「身元不明迷い人台帳」を備え付け、全国の警察署や市町村で取り扱っている身元不明の迷い人を照合できるシステムがあることを、住民に広く周知すること。

(3) 障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

①障がい者への虐待防止・予防にむけて

大阪府における 2013 年度の障がい者に対する虐待への相談・通報・届け出件数が、全国で最も多い状況にある。障がい者に対する虐待の実態を正確に把握し、根絶に向けた取り組みを強化すること。

<新規>

②障害者差別解消法の体制整備について

障害者差別解消法が来年 4 月より施行される。「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されるが、民間事業者に対しては「合理的配慮の提供」は努力義務となっている。広く周知するとともに、着実な定着に向けた体制整備を進めること。

<新規>

③障がい者とインクルーシブな社会（共生社会）の実現にむけて

障がい児・者の保護者は、日常生活の介護による負担が重く、就労の継続を断念せざるを得ない状況が多くみられる。障がい児・者を支えながら働き続けることができるよう、福祉サービスのあり方や支援体制を整備すること。併せて、障がいのある子どもが保育所や幼稚園、学校から排除されず、地域のニーズに合った教育を受けられるための環境整備を強化すること。

(5) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて（★）

①子ども・子育て支援の充実にむけて

実効ある子ども・子育て支援が着実に実施されるよう対策を強化すること。併せて、国の基準を超える独自事業が実施できるよう予算を確保すること。

②待機児童の解消について

2014 年度 4 月 1 日時点における大阪の待機児童数は、前年より 266 人減少しているが、全国でワースト 4 位とまだまだ多い状況にある。保育士や幼稚園教諭の処遇改善策や公立保育所の維持・増設など、待機児童解消にむけた具体策を明確に示し、対策を講じること。

<新規>

③病児・病後児保育の充実にむけて

地域における病児・病後児保育を推進するための医療機関併設型施設への助成金の拡充や、医療機関と保育施設等との連携強化を図るための財政支援を行うこと。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

子どもたちにとって、学力を高めるための 35 人以下学級は、学習面・生活面から見ても

非常に有効である。1・2年生のみならず、対象学年を拡大している市町村もあることから、教育格差が広がらないよう独自予算を検討すること。併せて、定数改善による必要な教職員数を確保するよう、大阪府に働きかけること。

(2) 奨学金制度の改善について (★)

大学の学費が値上がりし、日本学生支援機構奨学金を利用する学生が増加する一方、雇用形態が二極化し、不安定雇用により奨学金を返還できない滞納者が増大している。第二種奨学金における所得連動型の返還制度や無利子枠の拡大、延滞金の廃止など、返済困難者の救済策が広く講じられるよう、国に対して強く働きかけること。また、地元就職した場合は、減免する奨学金制度導入の検討や大阪府の奨学金施策の充実について、大阪府に働きかけること。

<新規>

(3) 労働教育のカリキュラム化について

学生を使いつぶす違法な働かせ方が、学生アルバイトに広がっている。「働くことの意義」、「働く者の権利・義務」、「労働組合の意義」、また、働く上で必要なワークルールや労働安全衛生、使用者の責任など、知識を深め活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。

<新規>

(4) 選挙権年齢引き下げに伴う主権者教育について

公職選挙法の一部を改正する法律案が成立し、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられる。政治的、社会的な問題を自分の問題として捉え、意思決定できる政治的判断能力が高められるよう、中等教育における主権者教育を充実させること。また、年齢引き下げにより、民法や少年法等の見直しも検討されていることから、法律や司法関連に関わる教育体制を強化すること。

(5) 人権侵害等に関する取り組み強化について

女性に対するあらゆる暴力（パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど）を根絶するため、被害からの未然防止に向けた暴力防止キャンペーンなどによる社会認識の徹底、意識啓発や情報を広く周知し、取り組みを強化すること。

<新規>

(6) 人権侵害救済法（仮称）の早期制定について

人権侵害に対する十分かつ迅速な解決と救済を目的とする「人権侵害救済法（仮称）」を早期に制定するよう、国に対して強く働きかけること。また、法律制定を待たずとも、ヘイトスピーチなど差別・人権侵害的言論を規制する対応がなされるよう、速やかに条例化等による対策を講じること。

<新規>

(7)大阪人権博物館（リバティおおさか）への運営援助・協力について

2013年度から、大阪府、大阪市からの補助金がともに廃止され、今年の2月には、大阪市より建物敷地の市有地明け渡しを求められた。全国唯一の大阪におけるリバティおおさかの存在意義と社会的役割は非常に大きいですが、自主運営が極めて厳しい状況となっていることから、これまでの歴史、経過を再考し、今後も存続できるような減免措置を講じること。

<新規>

(8)地方税財源の確保にむけて

地方財政への影響に配慮した必要な税財源を確保し、地方分権にふさわしい地方税・財政をめざした改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。また、地域特性を踏まえた地方自治体の裁量で自由に使える一括交付金についても積極的に求めること。

<新規>

(9)大阪戦略調整会議について

多様な行政課題に効率的に対処し、政策の一体性を確保する大阪戦略調整会議において、地域振興や二重行政の課題等に対して、府・政令市が、それぞれ果たすべき役割・連携方法について丁寧かつ真摯で公平公正な議論がなされるよう努めること。

(10)マイナンバー制度開始にむけて

帝国データバンクの2015年4月の調査によると、2016年1月から開始されるマイナンバー制度に対する企業の理解が、約4割にとどまり、制度への対応を進めている企業も2割弱にとどまるなど、制度の理解も対応も進んでいないことが明らかになっている。また、法人番号制度についても認識が低く、制度の存在自体が十分に周知徹底されていないことが明らかとなっており、特に中小企業における対策が遅れていることから、早急に周知徹底に取り組むこと。さらに、個人情報流出することがないように、防御体制を確立し、管理機能を徹底すること。

5. 環境・食料施策

(1)省エネ対策の推進について

「省エネ・創エネの街づくり」などの環境政策を大阪府と連携し、推進すること。また、企業の環境対策を促進するため、環境対策に関連した技術・事業の育成・支援を強化すること。加えて、生活における省エネの推進など、環境問題に対する住民の環境意識を高める取り組みに繋げるため、教育現場や地域での「環境教育」をさらに推進すること。

(2)廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化

循環型社会形成推進基本法で規定された廃棄物対策について、発生抑制、再使用、再生利用、適正処分の処理の優先順位を重視した取り組みを、各市町村でごみ排出の状況を把

握したうえで、積極的に行うこと。特に、全国的にも収集量の多い事業系ごみの発生抑制につながる効果的な取り組み、分別排出・収集、資源のリサイクル化など、ごみの減量努力をさらに促進すること。

また、食品廃棄物の削減を進めるため、学校教育の中での「食べ物を捨てない」教育、フードバンクの取り組み、食品リサイクルの推進に向けて、「食品リサイクル製品—認証・普及制度」の促進など、積極的な削減努力を行うこと。

(3)水循環基本計画の策定と条例化について（★）

「水循環基本法」の制定に伴い、本年7月に策定された「水循環基本計画」に基づき、各市町村においても労働者代表など、住民の声が反映された「行動計画」の策定を求める。策定にあたっては、その推進体制・取り組みスケジュールなどを明らし、安全・良質な飲料水の供給と水環境の保全を目的に、水源から各戸に至る総合的な水質確保対策を行うこと。特に、生活雑排水を主因とする河川・湖沼の水質低下防止のため、地域の実情に応じた生活排水処理施設などを整備すること。また、節水型社会をめざし、雨水・再生水の利用の啓発・関連事業をさらに促進し、これら水環境の保全につながる取り組みに加え、河川災害なども含めた総合的な対策を行うこと。

(4)食品の安心・安全の取り組み

食品表示法により規定された食品表示基準などについて、食の安心・安全確保、消費者の適切な商品選択の確保、事業者の責任を明確化し、新しい制度・ルールや情報の周知を徹底し、順守に向けた啓発・支援を強化すること。

(5)6次産業の推進と担い手の確保・育成

大阪府が2015年4月に設置した「大阪産(もん)6次産業化サポートセンター」を起点とし、市町村でも6次産業化に関する具体的な取り組みを行うこと。また、農林水産業の6次産業化に資する担い手の確保、義務教育期間での食育、農業・水産業・林業の教育などに力を入れ、長期的な人材育成の重点化をはかること。特に次世代を担う若者に対し、産業の重要性や魅力などに関する理解促進をはかり、必要な教育・資格・政策など関連する行政機関の横断的な協力体制を構築すること。

6.社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<新規>

(1)空き家対策の強化

2014年11月の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の成立により、市町村においても「空き家等対策計画」の作成および対策を講じなければならない。大阪府内の総住宅数に占める空き家率は14.8%（2013年度）と増加傾向にあり、早急に取り組む必要がある。大阪市においても、空き家が火災や自然災害、不法投棄などにより、周辺の住宅・住民に危険を及ぼさないよう対策を強化すること。

一方で、倒壊などのおそれのない空き家については、「空き家バンク」の設置や改修費の

補助などを行うこと。また、住宅弱者の居住環境の改善や地域活動の拠点作りなどにより、空き家の有効活用を図ること。

(2) 交通施策の強化・充実にむけて

交通政策基本法に基づく国の「交通政策基本計画」が2015年2月13日に閣議決定された。各市町村でも大阪府や近隣自治体との連携を考慮した「交通基本計画」の策定を求める。策定に当たっては、交通・運輸産業に従事する労働者代表や利用者、地域住民の意見を集約し、具体的な策定のスケジュールを明らかにすること。また、将来的に条例化も視野に入れた検討を行うこと。さらに、交通・運輸政策を担当する専任者を配置するなど、人材育成・確保を行うこと。

(3) 自転車運転者（特に児童・学生）に対する交通安全教育と自転車レーンの整備および交通安全対策

2015年6月1日に施行された改正道路交通法で、自転車運転者に対する安全講習の受講が義務付けられた。市町村の小・中学校、自転車通学者もいる高校・大学などでの児童・学生に対する自転車の安全運転に関する講習や啓発の取り組みを大阪府と連携し、積極的に推進すること。また、自転車の安全講習を希望する者が、いつでも受講できるような体制整備を行うこと。

さらに、より安全に自転車運転を行うためにも、自転車レーンの整備を着実に推進・拡大すること。また、スクールゾーンなど、児童の通行が多い小中学校周辺や交通量の多い地域の交通安全対策を強化すること。

(4) 災害対策の強化にむけて（★）

① 社会インフラ対策の強化

今年度から10年間の計画期間で策定された「新・大阪府地震防災アクションプログラム」に基づき、これまでも取り組んできたライフラインの基幹設備の耐震化を着実に推進すること。特に大阪府内では、災害発生時に避難場所となる公立小中学校などを始めとした公立学校施設の校舎や、体育館などの耐震化がいまだ完了していない。速やかにすべての公立学校などの耐震化を完了させること。

また、「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」に基づき、老朽化が進む社会資本を適切に維持管理・更新すること。

② 災害発生時の迅速な情報提供と避難行動要支援者の支援体制について

大規模災害など緊急事態発生時に、情報が迅速かつ確実・正確に伝達されるよう、人的体制も含めた整備を行うこと。特に視聴覚に障がいのある人への対応、定住外国人など多言語での情報発信などにも迅速に対応できる体制を整備すること。また、児童用、障がい者用、外国人用の防災・減災についてのパンフレットを作成し効果的に配布するなどの取り組みを行うこと。

さらに市町村で進められている避難行動要支援者の名簿作成などは、地域の状況を把握しながら着実に実施し、災害発生時に確実に避難行動に繋がる体制整備を行うこと。

③津波への対策強化

今後発生が予測されている巨大地震での津波対策について、大阪府や近隣市町村と連携し、浸水被害が想定される地域の住民に対する啓発活動を行うとともに、地域住民への緊急情報システムを確立すること。また、津波による浸水被害が想定される地下空間（商業施設や交通機関など）での迅速な避難に向け、避難ビルの指定や被害を想定した関係者間の連携、訓練なども実施すること。さらに、臨海部工業地帯や石油コンビナート地区で働く労働者に対する津波避難対策を強化すること。特に、大阪府と連携し、「**大阪府石油コンビナート特別防災区域津波避難計画**」に基づく各事業者の津波避難計画の作成状況の把握や、該当エリアの避難対象者全員が避難できる場所の確保を行うこと。

④集中豪雨など風水害の被害防止対策

昨今、局地的な風水害の増加・大規模化が見られ、昨年は広島県での集中豪雨による土石流などの被害、本年も茨城県や栃木県で堤防の決壊などによる大規模な災害が起こっている。土砂災害防止の観点から、災害が発生しやすい箇所を特定し、森林整備などを重点的に行うとともに、斜面の崩壊防止工事などを強化し、計画的に実施すること。さらに、都市部においても都市河川の急激な増水による被害を防ぐため、淀川や大和川に接する大阪市として、自治体の枠を超えた広域連携体制を強化するなどの対策を行うこと。

また、住民に対する災害に関する啓発活動を強化するとともに、地域防災力の向上を図るため、地域コミュニティや自主防災組織の活動に対する支援を行うこと。

(5) 公共交通機関での防犯対策・啓発について

駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為が、依然増加傾向にある。国土交通省など行政機関による暴力行為防止キャンペーンなどとも連携し、トラブルが発生しやすい夜間の警備体制を充実させるとともに、広報紙やホームページを活用し、市町村民がトラブルに巻き込まれないよう、暴力行為の防止をアピールする具体的な啓発活動を行うこと。

7. 大阪市地域協議会独自要望内容

(1) 中学校給食の改善について

公立中学校の学校給食については、生徒からの不評が相次ぐ中、市教育委員会が昨年11月に行った調査では、約7割の生徒が給食を食べ残している実態が明らかとなった。

その最大の要因は、中学校には調理場がないため、冷たいままの給食が提供されていることにあり、今後は、速やかに予算化をして、全中学校に調理場を設置するなど、給食の改善に努めること。

(2) 商店街での自転車通行規制について

平成26年1月から天神橋筋商店街のJR天満駅南側でも自転車通行が規制されたことにより、アーケード設置区間を中心にほぼ全域で自転車通行が禁止になったが、現実には、特に朝の通勤・通学の時間帯は、ルールが守られておらず、接触による重大事故がいつ発生

してもおかしくない状況にある。区間（場所）によって通行時間帯が異なることも1つの要因と考えられるところである。

区としても警察などと連携し、市民への啓発活動と取り締まりを徹底する施策を講じること。また、通行禁止時間帯を統一すること。

(3) 区行政の充実について

大阪にふさわしい大都市制度とすべく、各区において住民自治が機能する仕組みをつくり、住民に近い所でより多くの行政サービスの提供が決定できるよう、各区にさらなる財源と権限・人員を配置すること。また、都市内分権を図るため、コミュニティ振興・社会教育関係事業等、可能なところから区長への事務委任をさらに進めていくこと。

(4) 西成特区構想プロジェクトについて

西成特区構想プロジェクトのまちづくり・再開発整備施策の推進に向けては、あいりん地域まちづくり会議が開催され、主にあいりん労働センターの建て替え、市営住宅の建替え、萩之茶屋小学校閉校にともなう跡地活用、大阪社会医療センターの地域医療の充実、駅前エリアの再開発整備等が議論されている。

今後、この地域におけるまちづくり・再開発整備については、国・府と連携しつつ、当該地域の歴史的経過を踏まえ、関係する地域の合意をはかりつつ、地域の活性化につながるよう施策設計や展開を行うよう要望する。

(5) 大阪市「ひと・まち・しごと創生会議」について

昨年成立した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、地方版総合戦略を中心に自主性・主体性を持って地方創生に取り組む地方公共団体に対し、新型交付金による財政的支援が行われることとなった。

大阪市版総合戦略では、雇用創出、若い世代の結婚、子育てに必要な政策を確保するとしている。少子高齢化や人口減少、地方における企業の拠点強化を促進し、東京一極集中に歯止めをかける必要がある。今後、法に沿って活用しやすい制度となるよう求めるとともに、24行政区においても、この法に基づく区としての政策提案が出来る仕組みをつくること。

(6) 水道記念館の存続等について

水道記念館については、現在休止中で、「プロポーザル事業者」の募集を2回されたが、結果は応募無しという状況にある。今後の方向性については、小学校の学習施設として供用を開始するとされているが、具体的な再開の時期はいつなのか。また、4年生の社会の学習では、柴島浄水場の施設見学と記念館での水道事業の歴史、淀川水系の自然・環境保護の学習は共に重要な学習内容となっており、今後、早期の再開・供用開始を示すとともに、継続的な運営を行うこと。

さらに、イタセンパラ等の天然記念物をはじめ、希少な水生生物の繁殖・飼育は一度やめてしまえば、二度と再生できないことも考慮し、市として、繁殖・飼育の継続を行うこと。

(7) 建築物の耐震改修の促進について

平成25年11月25日に施行された建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正耐震改修促進法）によって、避難路沿道建築物に対しては、国・地方公共団体合わせて、耐震補強工事費用は最大4／5が補助されることになっている。しかし、大阪市においては、工事費用の23パーセント、1億円が限度となっており、また、避難路沿道にある建物であっても補助対象の施設が限定されている。このままでは、大地震が発生した場合、避難路が確保されず、災害が大きくなる可能性があり、市として、補助額の増額、補助対象施設の拡大、公的融資制度を導入し、避難道が確保されるよう対策を講じること。

(8) ジョギングコース等の整備について

国際観光都市としての付加価値を高めるため、市民や観光客が大阪市内で安全かつ手軽にジョギングを楽しめるコースを設定し、情報公開すること。また、トイレやランニングステーション（更衣室・シャワー設備等）の整備を行うこと。

以 上

雇用・労働施策・WLB・経済・産業施策・中小企業施策

*大阪雇用対策会議

大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、連合大阪の8者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策に取り組み、国の緊急雇用対策に盛り込まれた「地域雇用戦略会議」に位置付けている。

*地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携し、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等）を支援する事業。

*地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、府内7ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

*まち・ひと・しごと創生会議

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう設置された会議。

*生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるための根拠法。

*中間的就労

一般的な職業に就く「一般就労」が難しい公的扶助の対象者に、本格的な就労に向けた準備の一環として、「日常生活の自立や社会参加のために働く」ことを指す。中間的就労をすると、公的生活支援の受給を継続しながら、就労体験や軽作業に対して一定の賃金が支払われることとなる。日本では、生活保護費の急増を抑制する方策のひとつとして、生活保護受給者に対する中間的就労の機会の提供などが政策課題として議論されている。

*就労訓練事業（参考）

生活困窮者自立支援法制度の中で、事業者が自治体から認定を受けて、生活困窮者に就労の機会を提供するもの。自立相談支援機関（生活困窮者自立法に基づき、自治体やその委託業者が運営）のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業。利用者は、雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験す

る形態（非雇用型）、雇用契約を締結した上で、支援付きの就労を行う形態（雇用型）のいずれかで就労を行い、最終的には一般就労（企業や事業所等で、一般の従業員と同じ働き型をすること）につながることを目標とする。

***女性年齢階級別労働力率：M字カーブ**

女性労働者の働き方をグラフに表すと、30歳代が就業していないためM字型曲線を描く。

***男女いきいき・元気宣言**

「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、男女ともにいきいきと働くことができる取り組みを進める事業者を、大阪府が「男女いきいき・元気宣言」事業者として応援している。

***くるみん・プラチナくるみん**

企業が行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした場合、労働局へ申請することによって、次世代に基づく「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができ（くるみんマークの認定）、認定された企業には、税制優遇制度がある。またくるみん認定基準に加えて、男性労働者で育児休業を取得した割合が一定以上となるなど、複数項目の基準を満たした場合、「プラチナくるみん」の認定を受けることができる。

***父子手帳**

地方自治体が発行・配布している父親向けの育児啓発冊子。妊娠から出産までの母体の変化や、その時々の妻への接し方、父親の子育てへの関わり方、育児の基礎知識など、子育てに必要な知識が幅広く掲載されている。母子保健法に定められ、すべての自治体が配布している母子手帳とは異なり、父子手帳は配布していない自治体や、独自に企画・制作する自治体もある。大阪府内の自治体では、未作成。

***総合評価入札制度**

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用などの視点を盛り込んだ総合評価入札制度を2003年度に全国初の取り組みとして導入した。

***公契約条例**

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009年9月に千葉県野田市で初めて制定され、2010年2月に施行された。2010年12月に政令指定都市としては神奈川県川崎市で初めて制定された。2014年7月に都道府県としては奈良県で初めて制定された。

***MOBIO**

大阪府がクリエイション・コア東大阪に開設した、府内全域の中小ものづくり企業のための「ものづ

くりの総合支援拠点」

*** 下請かけこみ寺**

下請取引の適正化を推進することを目的とし、国（中小企業庁）が全国 48 カ所に設置した無料相談窓口のこと。相談対応のほか、弁護士による紛争解決、講習会事業も行う。

*** 下請二法**

下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の二法のこと。

下請代金支払遅延等防止法とは、下請代金の支払遅延等を防止することで、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的としている。

また下請中小企業振興法とは、下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講じ、下請関係を改善して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう下請中小企業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

*** 下請ガイドライン**

下請事業者の皆様方と親事業者との間で、適正な下請取引が行われるよう、国が策定したガイドラインのこと。

*** B C P : Business Continuity Plan (事業継続計画)**

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。行政では、「業務継続計画」とされている。

*** 大阪観光局**

オール大阪で観光振興を担う観光プロ組織として、2013（平成 25）年度より設立。民間の経験豊かな観光のプロによるトップマネジメントのもと、民間の視点で事業を行う。

福祉・医療・子育て支援、教育・人権・行財政改革施策

*** 不育症**

妊娠はするものの、2 回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある場合を不育症という。また、1 人目を正常に分娩しても、2 人目、3 人目が続けて流産や死産になった際、続発性不育症として検査をし、治療を行う場合がある。

*** 健康日本 21 (21 世紀における国民健康づくり運動)**

健康寿命の延伸等を実現するために、2010 年度を目途とした具体的な目標等を提示すること等により、健康に関連する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取り組みを促そうとするもの。二次は、平成 25 年度から 34 年度までを推進する。

*健康寿命

健康上の問題がなく日常生活を普通に遅れる状態を指す。健康寿命と平均寿命の差は、介護など人の手助けが必要となる可能性が高い期間の差となる。

*地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

*地域医療構想

地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、地域の医療需要の将来推計等を活用して、二次医療圏ごとの各医療機能の将来の必要量や、めざすべき医療提供体制を実現するための施策等をまとめた構想。

<二次医療圏>

圏域名	区 域
豊 能	池田市、箕面市、豊中市、吹田市、豊能町、能勢町
三 島	摂津市、茨木市、高槻市、島本町
北河内	枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市
中河内	東大阪市、八尾市、柏原市
南河内	松原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村
堺 市	堺市
泉 州	和泉市、泉大津市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
大阪市	大阪市

*介護職員処遇改善加算

平成 24 年度介護報酬改定により、介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成 23 年度まで実施していた「介護職員処遇改善交付金」の相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして、「介護職員処遇改善加算」が創設された。

*身元不明迷い人台帳

大阪府内をはじめ全国の自治体で身元不明のまま保護されている方について、自治体からの届け出に基づき警察において整備され、行方不明者を探している家族等が当該台帳を閲覧することにより、迷い人の身元判明に資するもの。

*障害者差別解消法

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定された。障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定める。

*合理的配慮

障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮。

*子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組み。地域の実情に応じた学校教育・保育の整備を行うとともに、放課後児童クラブや地域子育て支援の実施体制を整え、公費による支援を実施。平成27年4月からスタート。

*所得連動返還型無利子奨学金制度

家計状況の厳しい世帯の学生・生徒を対象として、無利子奨学金（第一種奨学金）の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入（年収300万円）を得るまでの間、願い出により返還期限を猶予することで、将来の返還の不安を軽減し、安心して修学できるようにすることを目的とした制度。

*公職選挙法

平成27年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立。（平成28年6月19日施行）選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上となった。

*人権侵害救済法

現在成立に向けて検討が進められている法案のひとつ。人権擁護法案の対案として民主党・部落解放同盟が出している法案。

*大阪戦略調整会議

大阪府、大阪市、堺市と政策的に協調し、政策の一体性を確保するため設置。大阪府、大阪市、堺市が統一した戦略を構築し、多様な行政課題に効率的に対処する。

*個人番号（マイナンバー）

住民票を有する全ての方に対して、1人1番号のマイナンバーを住所地の市町村長が指定する。原則として、一度指定されたマイナンバーは生涯変わらない。

国の行政機関や地方公共団体などでは、社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報とマイナンバーとを紐づけて効率的に情報の管理を行い、さらにマイナンバーを活用して、同一の者に関する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実にやり取り（情報連携）することができるようになる。

*法人番号制度

13桁の法人番号が割り当てられ、2016年1月から順次、社会保障・税分野の申告書及び法定調書などを提出する際に、これらの書類に法人番号の記載が求められる。法人番号は利用範囲の規定がなく、民間企業の幅広い分野で活用が期待できる。また、法人番号は「商号」または「名称と本店」、もしくは主たる事業所の所在地の情報とともに、国税庁の法人番号公表サイトで公表される。法人番号が指定されるのは、国の機関および地方自治体、そして会社法その他の法令の規定により登記所の登記簿に記録された法人が基本。これ以外に税務上、給与支払事務所等の開設届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書、消費税課税事業者届出書を提出する団体にも指定される。

環境・食料施策、社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

*循環型社会形成推進基本法

2000年5月に成立、同年6月2日に公布された法律で、資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」

の構築をめざすことを目的とし、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めたもの。事業者や国民の「排出者責任」や「拡大生産者責任」の原則を確立していることや、処理の優先順位〔1〕発生抑制〔2〕再使用〔3〕再生利用〔4〕熱回収〔5〕適正処分〕を法制化した。

***フードバンク**

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

***食品リサイクル製品－認証・普及制度**

食品循環資源（食品廃棄物等のうち有効利用されるもの）から作られた肥料を第三者認証機関が認証し、その肥料で育てた農産物と、その農産物を使用して製造された加工食品に識別マークを与える制度。財団法人日本土壌協会が運営主体で、2009年度から本格的に運用開始している。

***水循環基本法**

国内の水資源の保全を図ることを目的として2014年3月27日に成立した法律。これまで7つの省が河川や上下水道、農業用水などを管理してきたが、内閣に「水循環政策本部」が設置され、一元的に管理、規制する体制になる。これまで法律で規制されてこなかった地下水も国や自治体の管理対象に含まれている。

***水循環基本計画**

「水循環基本法」の成立に伴い、同法第13条に基づいて策定される水循環に関する基本的な計画で、2015年7月10日に閣議決定された。流域ごとに自治体や国、有識者などが参加する「流域水循環協議会」を設置することが柱となっている。協議会で水循環に関する情報を共有し、流域水循環計画を策定する。2015年度から5年間の計画で、地下水を適切に利用できるような管理体制も整える。

***食品表示法**

消費者基本法の基本理念を踏まえ、食品の賞味期限や保存方法、栄養成分などの表示義務付けの目的を統一・拡大するため、食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示に関する規定を統合し、包括的かつ一元的な制度を創設するために制定されたもの。2015年4月1日から施行。

***大阪産(もん)6次産業化サポートセンター**

大阪府が2015年4月28日に「地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所」内に開設した、6次産業化に取り組む農林漁業者等の総合的な支援を行うサポートセンター。6次産業化に関する相談を受け、必要に応じて中小企業診断士やデザイナーなどの専門家を派遣したり、研修会や異業種事業者等との交流会の開催、関係者のネットワーク構築などを行う。

***6次産業化**

農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す造語で、経営の多角化を指す。第一次産業の1と第二次産業の2、第三次産業の3を足し算すると「6」になること、各産業の単なる寄せ集め(足し算)ではなく、有機的・総合的結合を図る掛け算(1×2×3=6)であるとも言われている。

***空き家等対策の推進に関する特別措置法**

適切な管理が行われていない空き家などが、防災・衛生・景観などの面から地域住民の生活環境に影響を及ぼしており、生活環境の保全や空き家等の活用を図る対応が必要とされてきたことから、2014年11月に成立・公布、2015年5月に全面施行された法律。地域住民の生活に影響を及ぼす「特定空家等」とされた空き家に対して、市町村長は所有者などに適切な対策を行うよう求めることができ、その対策が適切に行われない場合は行政代執行法に基づいた適切な措置を講じることができる。措置に際して発生した費用は、所有者に対して請求できる。

***空き家バンク**

主に自治体が定住を促進するために、移住希望者と空き家の売却（または貸出）希望者をマッチングする制度（システム）。

***交通政策基本法**

交通に対する基本的なニーズの充足、交通の機能の確保および向上、交通による環境への負荷の低減、交通の適切な役割分担および有機的かつ効率的な連携、連携による施策の推進、交通の安全の確保など、交通に関する基本理念を定めた法律。2013年12月4日施行。

***新・大阪府地震防災アクションプログラム**

大阪府都市整備部が1998年に策定した地震防災アクションプログラムは、2009年に一度見直しが行われ、その後、2015年3月に再度の見直しが行われ、2015年度から10年間の計画として改定されているのがこのプログラム。「百数十年に一度の地震により津波で浸水」することを防ぐこと、広域緊急交通路の各日な通行の確保、避難、物資輸送のための道路、航路等の啓開体制の充実・強化などを主な目標として掲げた防災の取り組みをまとめたもの。

***大阪府都市基盤施設長寿命化計画**

都市基盤施設の老朽化に効率的・効果的に対応するために2015年3月に策定されたもの。道路、河川、港湾、公園、下水道などの「効率的・効果的な維持管理の推進」や「持続可能な維持管理の仕組みの構築」に向け、今後10年を見通した「基本方針」と分野・施設ごとの対応方針を定めた「行動計画」で構成されている。

***避難行動要支援者**

2013年6月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。

***大阪府石油コンビナート特別防災区域津波避難計画**

東日本大震災を教訓として、2012年3月に改定された「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、特別防災区域に立地する各事業者が作成する「津波避難計画」の基本指針として全面改正されたもの。津波想定 of 改正に伴う浸水地区の拡大や避難方法の原則、情報伝達方法の充実などについて記載されている。